

審査請求に対する裁決に関する件

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

下記のとおり、令和3年3月17日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定に基づく審査請求がなされたが、審査請求人の主張には理由がなく、下記2の処分に違法又は不当な点はないので、これを棄却する裁決をしたいから、同条第2項の規定により、議会の意見を求める。

記

1 審査請求人

札幌市中央区在住者

2 審査請求に係る処分

令和3年2月1日付けで、札幌市教育委員会が、未成年者に対するわいせつ行為により懲戒免職処分（以下「本件免職処分」という。）を受けて退職をした審査請求人に対して行った、札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）第23条第1項第1号の規定に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）

3 審査請求の要旨

札幌市立学校教育職員退職手当条例第23条第1項第1号の規定に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分は、懲戒免職処分を受けた者に対して行うことができるものであるところ、本件免職処分は、処分事由が存在しないにもかかわらず、的確で十分な検討・判断を怠り、証拠がないまま処分事由を誤認して行われたものであること、懲戒処分制度の趣旨・目的とは異なる目的・動機で課されたものであること等から、裁量権を逸脱し、又は濫用した違法又は不当なものである。したがって、本件免職処分に基づい

て行われた本件処分は、取り消されるべきである。

また、処分事由に係る事実があったとされる時点から約 27 年から 28 年
が経過しているところ、このような時の経過は、本件処分の必要性及び程度
に関する判断に当たり当然に重視して考慮すべき事項であることに加え、審
査請求人については、処分歴はなく、長年の勤続の功績があり、平素の勤務
態度にも全く問題がなかったものであるから、当該事実は、審査請求人の長
年の勤続の功績に対する報償、賃金の後払的要素及び退職後の生活保障的な
要素を含む多額の退職手当の全てを否定するほどの重大なものとははいえ
ない。したがって、本件処分は、裁量権を逸脱し、又は濫用した違法又は不
当なものであって、取り消されるべきである。